

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成30年1月11日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	長谷部 集 君	副委員長	滝川 美幸 君
	松井 豊 君		斉藤 芳夫 君
	有泉 庸一郎 君		内藤 久歳 君
	保坂 芳子 君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（7名）

横山 洋介 君	金丸 幸司 君
金丸 寛 君	小澤 重則 君
清水 正二 君	米山 昇 君
藤原 正夫 君	

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	内藤 博文 君	総務部長	三井 敏夫 君
秘書政策課長	丸山 英資 君	防災危機管理課長	長谷川 秀明 君
総合政策係長	大木 康 君	防災減災係長	広瀬 修 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	岩下 和也	書記	興石 文明
書記	有野 恵里		

内容

- 1 山梨県緑化センター跡地活用基本計画の策定について（秘書政策課）
- 2 甲斐市地域防災計画の見直しについて（防災危機管理課）
- 3 その他

開会 午後 1時25分

○書記（輿石文明君） 改めまして、こんにちは。

ただいまから総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに、委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2、委員長挨拶、長谷部委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 明けましておめでとうございます。

本日はご参集ありがとうございます。

4月に改選が予定されておりますので、この委員会構成での総務教育常任委員会での審議というのも残すところわずか3カ月ほどとなっておりますけれども、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は案件が2件ということで、いつもに比べて非常に少ないわけでありましてけれども、緑化センターの件、そして防災計画の件と、両案件とも非常に甲斐市にとって大切な案件でありますので、慎重審議をよろしくお願いいたしますして、委員長の挨拶とさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って進行いたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

○委員長（長谷部 集君） なお、本日は、委員外議員の傍聴を許可しております。ご承知おきをお願いいたします。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思っております。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1回とし、再質問は1回までといたします。

それでは、これより次第3の内容に入ります。

（1）山梨県緑化センター跡地活用基本計画の策定について、担当より説明をお願いします。

す。

丸山秘書政策課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） お疲れさまでございます。

それでは、秘書政策課から、山梨県緑化センター跡地活用基本計画の策定についてご説明申し上げます。

基本計画策定内容の報告につきましては、後ほど説明いたしますが、これまでの背景、概要、アイデア募集の内容、跡地活用の考え方、事業コンセプトとしまして、フラワーパーク&ミュージアムで検討を図るご報告をこれまで行ってまいりました。

本日は、事業コンセプトであるフラワーパーク&ミュージアムのあり方、施設整備及び運営の基本方針と施設整備計画として、機能及び規模設定等を素案としてご説明させていただきます。

初めに、委員会資料の1ページをお願いいたします。

これまでの経緯も含めましてご説明いたします。

1、事業コンセプト素案につきましては、山梨県緑化センター跡地活用に当たっては、事業背景・立地特性、上位関連計画、活用アイデア、集客性・収益性の観点から、既存施設機能・役割の継承、立地を生かした市内外から人が集まる交流拠点施設、集客性・収益性の高い施設整備・運営、民間活力の活用による事業展開を基本的な考え方として、事業コンセプトを素案のとおり「フラワーパーク&ミュージアム」において検討を進めるところであります。

次に、2、調査業務の進捗といたしましては、山梨県緑化センター跡地を活用した施設及び緑地整備運営事業のPFI導入可能性調査で実施する業務の進捗につきましては次のとおりであります。

(1) 基本計画策定業務、後ほど説明いたしますけれども、この業務では、対象敷地、施設の現状整理、事業コンセプトの検討、施設機能の検討等を行うこととしており、この後、説明で使用いたします別冊資料のとおり検討を進めているところであります。

(2) PPP/PFI導入可能性調査業務につきましては、民間事業者の意向把握、想定される事業費の試算、整備・運営事業に係る事業スキームの検討、VFM、バリュー・フォー・マネーの試算等を行うこととしております。

このうち、本事業への民間事業者の関心や参画意向、事業実現に向けた意見等を聴取するため、PPP/PFI事業に参画実績等のある事業者12社に、昨年12月末までに意向把握

調査、ヒアリングを実施したところであります。

このヒアリングでは、本事業がPPP/PFIによる事業実施の可能性があること、集客に関してパーク&ミュージアムともう一つの集客ができるコンテンツが必要であることや、旅行代理店との連携が必要であること等の民間企業からの目線でご意見をいただいているところでもあります。

ヒアリング実施内容については最終的な取りまとめを行い、ヒアリングした内容を参考に、今後市の財政負担が少ない事業展開に向けて、民間事業者が参画意向を示すような実現可能な事業スキームを検討し、反映してまいりたいと考えております。

今後の予定であります。委員会資料の2ページをお願いいたします。

3、今後の予定としまして、平成30年2月には本日の内容につきまして、総合計画審議会に報告を行います。また、同月までには基本計画及びPPP/PFI導入可能性調査をまとめ、報告書の作成作業を行い、3月に全員協議会の開催をお願いいたしまして、基本計画案などの総括の報告及びご意見をいただき、総合計画審議会に総括的な説明を行う予定であります。よろしくをお願いいたします。

それでは山梨県緑化センター跡地活用基本計画素案の内容のご説明をいたします。別冊資料をお願いいたします。

資料をめくっていただきまして目次をお願いいたします。

これまでは目次のとおり、1、背景の1ページから2、山梨県緑化センターの概要、次のページの3、市関連計画との整理、4、山梨県緑化センター跡地活用アイデアの募集、めくっていただきまして、5ページの5、適性の高い活用アイデアに関連する具体的事例、7ページの6、山梨県緑化センター跡地活用の考え方において整理を行いまして、8ページにあります7の山梨県緑化センター跡地活用の事業コンセプトといたしまして、フラワーパーク&ミュージアムを素案として検討していく報告をさせていただいております。

本日は次の9ページから、8、フラワーパーク&ミュージアムのあり方、9、施設整備及び運営方針、10、施設整備計画までの内容のご説明をさせていただきたいと思っております。

8のフラワーパーク&ミュージアムのあり方につきましては、本事業におけるフラワーパーク&ミュージアムのテーマとして、フラワーパークとミュージアムに共通し、相乗効果が見込める「ボタニカルアート」に着目し、事業展開を検討する。

(1) 活用アイデアにおける提案といたしまして、こちらは市民から跡地活用のアイデアにおいて、「バラ・シティ構想」、「バラをメインとしたナチュラルガーデン」など、ボタ

ニカルアート、バラを中心とした具体的な提案が複数あったところであります。

バラにつきましては、植物としての人気が高く、国内にある有料の植物園では、テーマとしてバラを扱うものが最も多く、有料でも集客が期待できる施設と言えます。

下段にあります次の表は、アイデア募集を行った活用アイデアの抜粋として掲載させていただいております。

資料の10ページをお願いいたします。

(2) ボタニカルアートにつきましては、ボタニカルアートは「植物画」の意味で、古くは古代エジプトや中国などで薬草を見分けるために図譜がつくられ、ヨーロッパなどでも、まだ写真がない時代に植物学者と画家が協働で植物の記録と紹介を行うために作成されておりました。

作品の美しさから、主にイギリスやフランスで19世紀に流行し、現在でもアートとして定着し愛好されております。

このボタニカルアートの3としまして作家ですが、一応著名な方は次の表のとおりとなります。上からロバート・ジョン・ソントン、イギリスの方ですけれども、イギリスの医師であり、植物の編集者で、植物図譜「フローラの神殿」が有名と言われております。花々とイギリスの風景美の組み合わせから、単に植物図鑑であるだけでなく、壮大な自然美をつくり上げている画家でもあります。

次に、ピエール・ジョセフ・ルドゥーテ、ベルギーの方です。ボタニカルアート、特にバラの画家として世界的に有名で人気のある作家です。ルドゥーテの作品は、ボタニカルアートの最高峰とも言われ、バラを細密に描いた「バラ図譜」が代表作となっております。

日本の画家ですけれども、服部雪斎、江戸時代から明治時代にかけて活躍した植物画家です。このほか美しい貝類の図譜「目八譜」で知られる画家で、動植物や鉱物を対象とした作品が多いとも言われております。

このボタニカルアートの作家のうち、ピエール・ジョセフ・ルドゥーテは日本国内でも人気があり、下段のとおり、山梨県立美術館を初め、各地で企画展が開催されている実績がございます。これらの企画展では1万人から5万人が来場し、関連商品の人気も高い評価があるところでもあります。

次に、この表の下、(4) フラワーパーク&ミュージアムの方向性であります。

本事業の方向性といたしまして、フラワーパーク&ミュージアムに共通するテーマでありますボタニカルアートに着目し、ボタニカルアートの中でも特に人気の高いピエール・ジョ

セフ・ルドゥーテのバラ版画が市に寄贈されているなど、ジョセフ・ルドゥーテの作品とバラを中心とした事業展開の可能性も検討を図っていきます。

具体的には、緑化センターの跡地の持つ自然環境の可能性と、植物画家ルドゥーテ作品の可能性の相乗効果により、教養文化施設、交流活動拠点、にぎわい施設として整備を検討していくものであります。

次に、11ページをお願いいたします。

11ページの9、施設整備および運営の基本方針につきましては、現在検討しております施設整備及び運営の基本方針は次のとおり、整備の基本方針であります。

まず、整備の基本方針といたしまして、基本方針①花・緑の自然環境（外部空間）と、アートの鑑賞・体験環境（内部空間）が一体的に整備された施設。

本事業は、フラワーパークとボタニカルアートを取り扱うミュージアムを整備するものであり、それらは同一のテーマ（花・植物・緑）となるため、連携することで相乗効果を発揮することが望ましい。そのため、建物として整備されるミュージアム部分と、外構として整備されるフラワーパーク部分を分離・区分することなく、対象地全体を統一的な考えで整備する必要がある。

基本方針②にぎわいと交流を生み出す拠点性のある施設です。

本事業は、甲斐市の魅力を市内外に向けて発信し、市民同士及び市民と来訪者の交流・にぎわいを創出するものである。そのため、多くの市民と来訪者に認知され、入りやすく、居心地のよい拠点性の高い施設として整備する必要がある。

基本方針③適切な機能性と利便性を備えた施設です。

本事業は、美術作品を展示・保管するミュージアムを整備する。そのため、貴重な美術作品を適切に管理するとともに、来訪者が快適な環境で鑑賞できる機能性を備える必要がある。また、子供から高齢者までさまざまな来訪者が想定されるため、わかりやすく、ユニバーサルデザインが徹底された利便性の高い施設として整備する。一方、過剰な機能性を追求し、整備費及び維持管理費の増大を招くものではなく、本施設に適した水準を設定する。

基本方針④周辺環境と自然環境に配慮した施設。

本事業は、市内の住宅地に隣接して実施されます。そのため、周辺の居住環境への影響を最小限に抑えるとともに、現在の緑豊かな環境を維持し、より一層の良好な環境を整備・維持する必要がある。また、山梨県緑化センター跡地を活用したフラワーパーク整備事業であることも踏まえ、環境配慮型の施設整備を積極的に進める必要がある。こちらが一応整備の

基本方針です。

次に、運営の基本方針であります。

基本方針①地域・市民に開かれた運営です。

本事業は、美術・芸術を市民の日常に近いものとし、市民に文化的で豊かな生活・ライフスタイルを提供するものである。したがって、市民が日常的に、気軽に利用しやすい施設となるよう開かれた運営を行う。例えば市民ボランティアの積極的な活用や、市民向けのイベントの開催など、事業内容や実施体制において市民参加・市民協働の推進を検討する必要がある。

基本方針②地域経済に寄与する運営。

本事業は、市外からの来訪を見込む集客施設として、地域活性化を牽引することが期待される。そのため、本事業の実施が地場企業の事業環境に影響を与え、次のページをお願いいたします。本市の地域経済活性化に資するような運営が必要である。例えば本事業に対する地場企業の参画や、本施設と市内の観光資源との連携、本施設を一つの核として市内周遊の促進など、対象地の外にまで及ぶ取り組みが望まれます。

基本方針③事業特性に対応した品質の高い運営です。

本事業は、美術作品や花・植物を取り扱うため、それらに対する専門性を有する人員による実施体制を構築し、中長期にわたり適切に維持管理・運営を行うことが重要となります。

基本方針④持続性のある運営基盤の構築です。

本事業は、本市の公共施設のマネジメントのあり方に配慮し、財政負担を軽減しながら、持続的な事業実施を検討するものであります。そのため、比較的安価な公共サービスの提供とともに、施設を柔軟に利活用して収益性の高い事業を実施することで、官民連携のもと、持続可能な運営基盤を構築することが必要である。一応こちらが施設整備及び運営の基本方針になります。

続きまして、10、施設整備計画であります。

(1) 機能整理。

フラワーパークは従来の公園が有する休憩機能、散策機能に加えて、花・植物の鑑賞機能、それらの圃場機能が必要となります。

ミュージアムは、美術作品の鑑賞のほか、創作等の体験活動を行う展示・交流機能と、運営側がバックヤードとして使用する保管・管理機能が必要となります。また、作品鑑賞の前後に利用するにぎわいの機能や駐車場機能も必要となります。

この下段の表が概要としてまとめたものであります。3つの項目に分かれておりまして、フラワーパークにつきましては休憩機能、散策機能、鑑賞機能、にぎわい機能、圍場機能、ミュージアムゾーンにつきましては、展示・交流機能、保管・管理機能、にぎわい機能を集約し、あと、その他駐車場としてなっているところであります。

この施設の規模といたしまして、(2)施設規模の設定であります。

本事業は官民連携による事業実施を想定しているため、施設規模は民間事業者との継続的な対話により詳細を検討する必要があります。基本計画では、この検討の基準となる施設規模として次のとおり一応設定を行いました。

現状の敷地を配備いたしまして、フラワーパークゾーンには約5,000坪、ミュージアムゾーンには約200坪から300坪、駐車場はその施設規模を配慮しまして、今算定を行っているところであります。

最後になりますが、(3)の配置計画・動線計画といたしまして、配置計画と動線計画は駐車場、また公園、パーク、あとはミュージアムのそれぞれの位置関係から定めていきますが、本計画では次の3つのケースを想定して、次回に報告を検討しております運営の計画や概算事業費などの全体事業計画の検討を行っていくものであります。

一応形としまして表のとおり、案1は、南側に、グレーの色ですけれども、駐車場を配置いたしまして、左側が県道側になりますが、濃い緑がパークと薄い緑のミュージアムを東側にパークとして、ごめんなさい、県道側にパークとミュージアムを配置するものであります。東側にパークを配置しまして、案2につきましては、南側に駐車場を配置して、駐車場に面して薄い緑色、パーク、北側にパークとミュージアムを配置する計画。案3が県道に面して駐車場、グレーのところを駐車場といたしまして、北側に濃い緑にパークとミュージアム、南側にパークを薄い緑色ですけれども、配置する。この3つのケースの敷地活用を想定して今後各計画、また事業費などの算定を行っていく予定であります。

これまでの業務の進捗とあわせましたこれまでの基本計画の素案については以上の説明となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長(長谷部 集君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで委員並びに職員の各位に申し上げます。質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願いいたします。

それでは、委員より質疑ありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この計画の中で、既存の木があるじゃない、植えてある木、あれについてはどういう格好で、残すのかという計画というか、考え方はどこに入っている。

○委員長（長谷部 集君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 今のこの基本計画において、詳細の木の存続まではうたってはないんですけども、そもそも論が緑化センターを地域の方々が存続してほしいという意見がございますので、基本的には今ある要するに樹木というのは活用していく方針です。場所によっては密集しているところは間引いたりとかという形で今の樹木を活用していきたいと考えております。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、それが一番基本的な部分になると思うんだけど、その辺に基づいて大きい木があって、今の最後に説明した案があるんじゃない。3つの配置計画のものも大分、それがあがる程度決まっていなくて、この配置の部分も決まっていなくて、だから、今ある木をどんな形で、どういうふうに残すかということを決めておかないと、今度はこの全体のこれが出てこないよね。その辺のところの詰めというか、そこら辺はどうなっている。

○委員長（長谷部 集君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） おっしゃるとおりでございます。ちょっと13ページの今内藤議員さんのおっしゃった動線計画のところなんですけれども、3つの案の駐車場用地になっているところが原則ほとんど木がないところなので、活用させてもらっています。2案、3案の北側のところが濃い緑になっているんですけども、ここがパークとミュージアムということで、現状そこの敷地へ行きますと垣根のモデルとか、ああいうブロック積みとかとやっぱり撤去しやすいような形になっております。ちょうど真ん中の区画の薄い緑というのが一応既存の今の回路とか植栽が多く植わっているところですので、市は一応それを意識した形で、今とりあえず概略の位置的なもので検討を行ってまいります。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 名前がフラワーパークなんですけど、花はどのぐらいの比率で植えると

か、そういうことは考えているんですか。

○委員長（長谷部 集君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） まさしく今回のものにつきましては、これまでの山梨県の用地を継続して存続していく形の中でどのような形の運営が正しいのかというものを今検討している状況です。いずれこの基本計画を策定し、最終的にこのものをどんなような形で設計を行っていくかという中で植栽計画の詳細な計算をしていかなければなりませんので、現時点では細かい花の数までは算定しておりません。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 内藤議員の質問に関連するけれども、この3案の、これどこがどうなっていて、北が上というのはそうなんだろうけれども、この濃い緑と薄い緑の、薄い緑は既存をできるだけ生かすみたいなことを言いましたよね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員（齊藤芳夫君） ミュージアムを建てるゾーンのところ新たにフラワーパークになるというような考え方のように見えるよね。ミュージアムイコール、その地域、地域に濃い色の緑を設置しているということはそういうふうな考え方なのかね。そうすると、1案、2案の駐車場のところは既存にある緑化センターを潰すという格好に見えるけれども、その辺はどうですか。

○委員長（長谷部 集君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） じゃ、案1の配置を見ていただきたいんですけど、濃い緑色のところを一応パークとミュージアムとしています。ここについては既存が事務所、駐車場用地となっていますので、要するに既存の植栽を傷つけることが少ないエリア、逆に南側のグレーの駐車場ゾーン、こちらについては現状はビニールハウスとモデル展示ということで、要するにやっぱり撤去も検討ができるエリアということでこの部分へミュージアムや駐車場を計画することによって既存の緑を痛めつけることがないのかなと。ちょうど薄い緑のところ公園的なもの。ですから、駐車場をまず整備することと、あとはミュージアムゾーン、あと全体をフラワーパークとして、全体を一体的に考えますので、この3つの案は原則的に植栽を残すため、逆に取り壊しのしやすいところが駐車場用地や建築を検討できるのかなということを配置を前提として事業試算を今後行っていくというための内容となっております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） それと、ミュージアムに展示品というふうに書かれていますよね。そうすると、いただいた版画があるということはわかるんだけど、ほかにはどんなものをどんなふうというふうに考えていますか。

○委員長（長谷部 集君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 一応今回この事業に着手するに対しまして、市民からいただいたアイデアや、今ある市の財産、また現況の施設の財産というものを意識した中で、今回コンサルティング的なものを行っておりますが、先ほどお話ししました現状の財産、また企業とのヒアリングの中で、絵の所有者からもお話を伺うことができまして、もしこのようなミュージアムとフラワーパークというものが一つの一体整備という実現があるのであれば、協力してもいいよというような話を請負業者のほうが一応運営サイドとしての見方としてヒアリングでお話を聞いております。どちらにしましても、恒久化するためにはミュージアムへの作品というのはやはり今後検討していかなければいけないという形で、今現在は基本計画のできる、できないという中での算定を行っている状況であります。

○委員長（長谷部 集君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） もう1点、企画展の17例を挙げていただいたんですけども、いずれも、どっちにしても短期だよ、この内容を見る限りでは。常設というようなことはないわけなもので、そうすると、このバラの絵みたいなの、あるいはその他の民間の協力していただける人から展示に協力してもらえたにしても、常設展というような格好にはならないということですね。

○委員長（長谷部 集君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） ちょっと今ここまでの基本計画の中ではうたっていないんですけども、次の最終的な取りまとめの中で運営の基本方針というものがあるんですけども、やはり実現に向けたその内容的なものを常設にする場合はどのようにしたらいいのか、また、借り入れてやっていく場合についてはどんなようなことがあるのかということも踏まえ、今現在最終的な取りまとめを行っておりますので、一応考え方とすれば常設があれば望ましいということで今検討を行っております。

○委員長（長谷部 集君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） それで、日本総研さんから具合的な最終というのはいつごろ出てきま

すか。

○委員長（長谷部 集君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 先ほど説明いたしました、昨年末まで事業者に参画または実現性についてヒアリングを行って、一応ここまでまとめてまいりました。今後のスケジュールにもありますけれども、できれば来月2月までには最終的に形として組み上げていきたいというふうに考えております。最終は3月、全員協議会において議会のほうにお示ししながらご意見をいただきたいという予定に考えております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） これ日本総研が大まかなこの事業コンセプトとか、いろいろな計画案を出してくれたということで、これを見ると、細かい配置計画とかなんていうのはまだまだ今の段階ではそんなことはとても言えない状況だと思うんだよね。課長たちが書いたこの基本方針、整備に対する基本方針とか運営の基本方針とかとここに書いてあるよね。非常に参考になるというか、いいことも書いてあるんだろうけれども、この辺を市の皆さんがどのぐらい、あなたたちがどのぐらい理解しているかということ。当然議会の意見も参考としては聞くんだろうけれども、市が主体としてやるときに、民間の業者ももちろん入ってくるんだよね。PFIとか何とかいろいろなやり方があるんだろうけれども、その中で中心になるのは市の皆さんでしょう。この日本総研が出してきたこういうものを課長とか部長じゃなくて、皆さんの担当している職員たちがどのぐらい理解しているかということなの、これね。その辺の話というのは庁内でやったことあるんですか。

○委員長（長谷部 集君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 今回の緑化センター跡地の活用につきましては、これまでの市の総合計画や各種計画に位置づけられた政策ではなく、県の用地の活用という形から動き出しております。そのような観点からもこのような形で基本計画から定めておりますが、一応今回のこの基本計画策定に当たりましては、今のお話の出ました日本総研だけの意見ではなく、我々係長含め担当者が都内の企業を初め、県内の企業に直接コンサルタント会社のヒアリングに同席させていただく中で、この今資料を計画を策定しております。あわせてこの計画策定に当たっては、関係する関係課もこの事業の前に説明を行って、庁内会議も行っているところであります。一応このものをつくり上げるに当たりましては、大体2週間に1回程度、

日本総研を東京から呼び出して、内容の説明を担当も理解した中で今後積み上げていきますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） なぜそういうことを言うかという、非常にいい例がと言ったらおかしいけれども、竜王駅の話があるじゃないですか。結局今、俺、今余り結果どうのこうの言うわけじゃないけれども、当時はいろいろな意見を聞いてやったんだろうけれども、現実的には非常に今魅力発信協議会とか何とかといろいろな組織をつくって、その活性化に動いているんだけど、現実に当時からのどういう話があったかわからないけれども、今の現状を見ると、こういう計画というのは当時の最初の計画というのはいかに大事かということがよくわかるんじゃないかと思うんです。みんなも身にしみて。

そういう意味から言うと、ここでは計画だから一応基本計画としての素案としてはここに書いてあるんだけど、まず先ほども言った整備の基本方針とか、運営の基本方針の辺をもっと重点的にみんなで話し合う必要があるんじゃないかと思うんです。この中に書いてある、要するに拠点性の高い施設とか居心地のよい施設とかで、市内の観光資源との連携とかと、こういうような部分をきちっと市の主導でこういうものを審議会へかけたり何かする必要が、そこをうんと議論していかないと、最終的にそういうことをきちっとすれば、この配置計画だとか動線計画なんておのずと出てくる話で、今この時点でこういうものをしてはいけないとは言わないけれども、まずこの方針のところの協議をよくしたらどうかというような感じがするんですね。

そうしていかないと、例えばここにボタニカルアートとかといったって、事業コンセプトはフラワーパーク&ミュージアムということで、もう大きなものはほんとここへ出てしまっているわけだよね。だから、これをいかにこういうものにしたときに持続性のあるものにその施設をしていくかということが一番大切なことですよね、今考えられるのはね。その辺のことをいろいろな市の皆様のご意見とか、議会の意見もそうなんだろうけれども、だから、俺個人的に思っているのは、前も言ったんだけど、やっぱり竜王駅も含めた、竜王駅とか信玄堤とかドラゴンパークとか、この辺のとりあえず近場のところ、そういうものとの連携みたいなものをやっぱりこの中でもっと強くうたってもらいたいような個人としてはするんですよ。

例えば整備の基本方針の2にあることとか、運営の基本方針の2番目にある地域経済に寄与する運営とか、こういうようなものをもっと具体的にいろいろなご意見を聞いて、とにか

くこういうフラワーパークでもミュージアムでも実際は何でもいいんだけど、これが持続性のあるものかどうかというのがまず一番のポイントだと思うんですね。そういうようなものを皆さんの意見を重点的に聞いていかないと、全体で、いろいろな話は個々ではしていかないといけないだろうけれども、まずその辺を押さえてからでないと、細かいところまでは今の段階で言えるのかなという感じが僕はするんですけどもね。

○委員長（長谷部 集君） 答弁いただきますか。

○委員（有泉庸一郎君） ええ、答弁をしてください。

○委員長（長谷部 集君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 一応今回のこのものというのは単純に行政がすぐ事業化ということではなくて、まず市費の抑制、今現在公共施設の管理計画とかいろいろつくっております。その中でこのものをどういうふうにやっていくのかという中は、まさしく有泉議員さんがおっしゃるとおりでございます。我々の打ち合わせにおきましても具体的になる施設等というのは現在調べております。

例えば今の竜王駅が出ましたけれども、この施設ができることによって、竜王駅から徒歩15分程度ですので、逆に駅の乗降客数の増加が見込めるのではないかと。また、ここの施設だけではなく、要するに近くには県立美術館もあります。また信玄堤もあります。いろんな形で甲斐市がにぎわう、人が滞在できるようなことというのも我々も担当職員、関係課含めて一応検討してまいります。

ですので、一応ここの部分というのはどうしてもこの時間だけにちょっと集約しなければいけないので、引き続きこれわかりやすく、よりちょっと基本計画の中で打ち出していきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） すみません、もう1点、この配置計画とか動線計画とあって、駐車場云々というあの中で狭い範囲で言っているけれども、市の駐車場使ったっていいんだよ、そこなんかね。そういう話だってやっぱりその計画の中にはこんな動線計画なんて狭いようなところで駐車場がどうのこうのなんていう話じゃなくて、近いんだもの、ここから歩いてすぐでしょう。そういうようなことも含めて、もっとよく現状をやっぱりみんなで把握しなければいけないんじゃないですか。この基本方針やこういうものに、これは日本総研あたりでこの方針を出してくれているわけだから、これにのっとったものをもっともっとこっかが考えていかなければいけないだろうということです。

○委員長（長谷部 集君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） おっしゃるとおり、本計画につきましては、施設を点で考えることではなく、ここを核としながら、広い範囲で我々も目を広げまして、基本計画の策定、また今後の事業展開を図っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） もう1点、これ基本計画策定についてなんだけれども、この県道取得に当たって進捗状況、県との交渉とか具体的にどうだという、その辺のところはまだ明確になってないし、正式に取得をしてから同時進行になっているとは思うんだけど、取得をしたということが確定して、これが具体的に進んでいくわけだ。そうすると、今県とのそういう取得に関する交渉状況はどんなぐあいになっているんですか。ちょっと戻って悪いけれども。

○委員長（長谷部 集君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 去年のちょっと委員会の中でも県の取得の状況の説明をさせていただきました。甲斐市とすれば利用するというような形で一応回答はさせていただいております。年末にも県の担当課と協議をさせていただいたんですけども、どうしても山梨県として財産管理をしていく上で、我々がどのような施設整備を図っていくか。要するに有料の場所、無料の場所ということによっては県の財産の売り払い基準によっては価格設定が異なります。よって、議会のほうにこのような説明をさせていただく中で、おおむねの配置が確定したところで県とは今度詳細な価格の決定を行っていく運びとなりますので、できれば年度内に、この2月に基本計画ができますので、この基本計画をもとに今後県と実際の価格交渉へ入っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

あと、この今計画を立てて、その立てた後の要するに日程ですね。整備に関する日程は何年度に何をやってという、そういう流れというか、そういう部分については一応考えているんですか。

○委員長（長谷部 集君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） まさしく今回のPFI、PPPのこの可能性状況調査におきまして、最初の説明でも補正のときも行いましたけれども、まず公設公営の場合、どのくら

いがこの計画の概算費用がかかるのか。市はいずれにしても、県から引き継ぐ中では、要するに維持管理費というのはかかっている中で、いかにそれを収益性を考えながら市費抑制を与えるかという調査を行うために、この委託業務によって今算定をしております。2月に一応基本計画、また運営方針等が決まりますので、その時点で整備方針を改めて検討を行うということで模索をしていますけれども、まだPPP/PFI事業を推進していく上では恐らく31年度からその検討を行って、計画を定めたところで事業化になるのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あとはこの事業をやっていく上において新年度に対する予算措置というか何かしてある部分はある。

○委員長（長谷部 集君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 先ほど申し上げましたとおり、これで方向性を決めた中で県との用地価格の交渉等になってきますので、当初予算での要求はございません。あくまでもこの基本計画をもとに市で方針決定をしてから補正予算または当初予算はないんですけれども、どこかの時点での予算要求で事業化をまた議会のほうに説明していく所存です。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

ほかになれば、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません、ちょっと確認でお伺いしたいんですけれども、さっき斉藤議員からの答弁の中でもコンサルティングしながら民間業者とも話し合っただけということも答弁されていたと思うんですけれども、それってこの計画にPPPとかPFIとか入ってくる業者が決まっている前提の話ではなくて、いろんなところ、県内外の業者さんにヒアリングを受けながらやっているということでもいいんですよね。

○委員長（長谷部 集君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 事業者のヒアリングは、今回我々が本来公設公営であれば普通に設計を行って積算を行って、発注ができるんですけども、いかに市費を抑制していくかという中で、まずここで基本コンセプトで定めたミュージアムとフラワーパークというのが可能であるのかどうかということをもとに民間の意見を聞いたところであります。

民間のヒアリング業者については、デベロッパーというんですか、全体的な要するに計画をする企業、例えば三菱UFJ銀行系の企業や、また実際的に要するに美術館やミュージアムなどを運営している企業、一方では要するにフラワーパークとして現実的に公共を含めた形で実際的にPFIでやっている企業の方々に実現性についてヒアリングをしたところであります。その中でいただいた意見をちょっとまとめたところ、ある程度このような形、冒頭でも説明しましたが、フラワーパークとミュージアム、それとあと一つのコンテンツがあると、民間としても参画はもっとしやすいというような意見をいただいた中で組み入れていますので、我々だけの思いだけではなく、一応民間企業が目線でも意見を聞きながらここまで来ていますので、とりあえずは我々も何とかこの形で基本計画がつくれるかなという状況です。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） 基本的に整備を前提でずっとお話を進めているというのはわかるんですけども、さっき言ったこれから多分正式に出てくると思うんですけども、この計画を進めていって、じゃ実際年間でどのぐらいの経費がかかって、どのぐらいの利益が生まれるのか、そういった後ろ向きなことってかなり集中して注視しなければいけないところだと思います。

出されている資料の中で、山梨県の中だと美術館とかフラワーセンター、ハイジの村とかありますけれども、大体年間で20万人ということを見ると、1日で平均でならせば700名から1,000名の利用客があるという中で、駐車場の問題とかそういったものも出てくると思うんですけども、そうすると、県内の地場の民間業者となると、かなり相当絞られてくると思うんですね。PPP、PFIでやってくるとなると。そういった中でちょっと慎重にやらないともうどんどん行ってしまうと、もう戻れなくなってしまうので、そういったところも注視しながら考えていただければと思うんですが、要望として注視してくださいということをお願いしたいんですけども、一言何かあればお願いします。

○委員長（長谷部 集君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 横山議員のおっしゃるご意見もわかります。一応市としましては、今回このような形でPFI事業を展開する場合には、恐らく目的会社等の設立が必要になってくるのかなという中で、その中にできる限り市内の業者が入って運営していただければ我々も幸いなところであります。まさしくこの組み合わせ、今後の計画によってちょっと我々も研究しながら、できる限り、要するに市内の業者の方々の活躍の場の創出を検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で山梨県緑化センター跡地活用基本計画の策定についてを終わります。

続いて、秘書政策課関係のその他を行います。

当局よりその他何かありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） 次に、委員より秘書政策課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、以上で秘書政策課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時17分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、（2）甲斐市地域防災計画の見直しについて担当より説明をお願いします。

長谷川防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） お疲れさまです。

防災危機管理課から甲斐市地域防災計画の見直しにつきましてご説明をさせていただきます。

説明は総務教育常任委員会資料の3ページ、4ページでさせていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。

初めに、市町村の地域防災計画の策定や修正につきましては、災害対策基本法第42条第1項に規定をされております。また、必要があると認められたときには地域防災計画を修正しなければならないとされており、計画の修正後には県へ報告することとされております。

なお、災害対策基本法第16条第1項で、市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置くこととされており、甲斐市防災会議を昨年11月30日に開催し、本計画の修正案について説明をさせていただき、現在、ご意見等の取りまとめを行っているところであります。

次に、見直しの方針でありますけれども、甲斐市では平成27年度に法制度の改正、気象予報・警報等の基準変更、県地域防災計画の改正に伴う改正、また本市の防災施策の反映として、災害対策本部の代替施設を竜王図書館から敷島庁舎への変更や、西八幡地区にあります竜王中部公園を防災公園としての位置づけ等を行いました。

また、近年では、茨城県常総市を初め、栃木県や岩手県、北海道等において台風による大規模水害や、熊本県や大分県で大規模地震が発生するなど、大規模災害が相次いでおります。

これらの災害を教訓に、避難基準や避難行動、避難所運営の見直しなど、各種対策が進められていることを受け、本市として対応すべき改定を行うとともに、法制度の改正や気象警報・注意報、特別警報等の基準変更が行われているほか、山梨県地域防災計画が改定されたため、これらを中心とした改正を行い、市民の生命、財産の被害を最小限にすることを見直しの方針としております。

資料の4ページをお願いいたします。

次に、3、主な改定内容のご説明をいたします。

まず、市の防災施策の反映であります。防災関連の不定期な訓練を位置づけました。これは今年度実施した避難所宿泊訓練など、災害への対応として必要となる訓練の実施をその他の訓練として追加したものであります。

次に、避難行動要支援者名簿の作成・更新の業務の状況を反映し、実態に合った内容に記述を整理いたしました。これは要配慮者対策の推進に関する記述について時間が経過し、制度の運用が進んできたため、現在の運用状況に合った記述に変更をしたものであります。

次に、消防団の敷島第4分団を敷島第3分団に統合は、当該消防団員の確保が困難な状況であることから、甲斐市消防団の組織等に関する規則が改正されたことに伴うものであります。

次に、避難勧告等の判断、伝達マニュアルが平成28年12月に改定されたため、当該マニュアルの活用について記述を追加するとともに、避難計画について、避難所の運営等に関する記述を変更いたしました。

次に、前回の地域防災計画の見直し以降に締結を行いました応援協定等が7件ありますので、協定の項目を地域防災計画の参考資料へ追加をいたします。

次に、国・県による制度・基準等の改正につきましては、先ほど見直しの方針の際、ご説明をいたしましたが、法制度の改正や気象警報・注意報、特別警報等の基準変更が行われているほか、山梨県地域防災計画が改定されたため、これらを甲斐市地域防災計画に反映し、修正を行いました。

次に、4、その他についてご説明をいたします。

パブリックコメントを今月16日から2月9日まで実施し、市民の方々からのご意見をいただく予定となっております。

また、本日別添資料として、地域防災計画の修正案の新旧対照表を配付させていただきましたので、議員の皆様からの本計画修正案に対するご意見、提言がございましたら、1月31日までに配付させていただきました様式により、防災危機管理課までご提出いただきますようお願いをいたします。

以上、甲斐市地域防災計画の見直しについてご説明をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等ありましたらお願いします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 詳細についてはこれを見るということなんだけれども、総じてぱらぱらと見たときに、赤い部分がすごく多いわけじゃないですか。ということは、追加という部分が結構多いと思うんだよね。そういう追加した部分について、ちょっと重点的というか、この辺のところは重要だということで、みんな赤くなっているところは重要だとは思いますが、大きく見直して、ここの重点項目とか、その辺のところの基本的な考え方というのをちょっと説明をしてくれますかね。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 今回追加ということで新たに地域防災計画に入れたも

のもあるわけですがけれども、基本的には既存の計画にあったものを県の計画に合わせて修正とか、あるいはもともとあった基準等を気象庁等の基準等が改正されたことに伴いまして変えたというふうな部分が大部分でございます。

新たに追加というところは、市のほうの計画でももともとあったものを現在のものに合わせたとか、マニュアルを見直したために、それに合わせて計画を修正したというふうなことでありまして、本来的に新たに加えたというところはほとんどないような状況でございます。

○委員長（長谷部 集君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） これはこの案、今回もらったよね。前回のここにあるんだけど、何年何月にというふうに何も印してないんだよね。文章として、今言っている何なのという部分があるもので、私が預かっている分で見ると、これの年度がいつで、これが今年度新しくみたいなふうだとしたら、これいつのだったですかね。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 甲斐市の地域防災計画、今年度今見直しをしておりますけれども、前回の修正を行ったものが平成27年度になっております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） これとこれを比べて見ろということだよ、要はね。新旧の部分はわかるけれども、全体的に見ると、じゃどこが変わっているか、変わっていないかは、これとこれを比べて見ろということだね。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 全体を見るということになりますと、地域防災計画の本編、これがページにしますと300ページを超える資料になりまして、これについては総務の委員長さんと副委員長さんにちょっとご相談をさせていただいて、ちょっと資料が膨大になるというようなことから、今回は新旧対照表のものを資料とさせていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、本編につきましては図書館のほうに設置されていること、それから、通常市のホームページでも閲覧ができるような形になっておりますし、もし言っただけならば、個別に本編のほうをコピーしてお渡しすることは可能でございます。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） まだちょっとわからんところがあるんですが、この現行が相当赤が入ってますよね。ここのところの意味をもう一度説明してくれますか。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 新旧対照表のほうをちょっと見ていただきますけれども、まず左から本編、地域防災計画のページが記載されておまして、現在の計画の内容、それから今回修正を行った後の改定後の内容、それから、今回修正を行う原因といたしますか、県の防災計画が変わったことによる修正とか、あるいは気象庁の発表基準が改定されたために、今回の改定が必要であるというようなことが修正内容というふうに記載をされております。

それから、今回修正をさせていただくところが今回赤い表示になっておりますので、現行の例えば赤い表示があるところが修正前の、現行のほうは修正前の箇所、それから改定後の赤い表示のところが修正後の表示というようなことになっております。

それでは、資料の4ページにあります主な改正内容の（1）が市の防災施策の反映ということで、5項目ございますけれども、これについて新旧対照表を使いましてちょっと説明をさせていただきます。

まず、防災関連の不定期な訓練の位置づけということですが、これは新旧対照表の7ページになります。

7ページのほうをお願いいたします。

この修正につきましては、その他の訓練として、必要に応じて臨時、不定期に開催する訓練の位置づけを行った追加したものでございまして、現行ではないものを新たに第9、その他の訓練として記載をしたものでございます。

それから、2番目の避難行動要支援者名簿の作成・更新の業務の状況を反映し、実態に合った内容に記述を整理という項目でございますけれども、これにつきましては新旧対照表の11ページから13ページとなっております。

これは既に運用しておまして、避難行動要支援者の名簿を毎年度作成し、関係団体のほうへ交付をしておるところですけれども、運用していく中で変わった部分あるいはこの計画と相違が出てきた部分がありますので、現在の運用状況に合った記述に変更あるいは項目もふやして、より具体的に記載をさせていただきました。

それから、3番目になりますけれども、消防団の敷島4分団を敷島第3分団に統合ということですが、新旧対照表のほうは22ページになります。

消防団のうち敷島4分団を第3分団に統合ということで、これは平成29年4月1日からということで改正をされておりまして、第4分団が清川地区になりますけれども、清川地区を3分団の睦沢の地区と1つの3分団として消防団のほうが管轄をするということで、見直しを行ったものでございます。

それから、4番目の避難勧告等の判断・伝達マニュアルでございますけれども、従来のマニュアルが平成26年11月に作成したものでございますけれども、これを平成28年の12月に改定を行いました。これにつきましては国交省のほうで事務局を行っております富士川流域における減災対策協議会という組織が平成28年に組織されまして、これは釜無川、それから笛吹川の流域の市町村、それから県の防災危機管理課、砂防課、治水課あるいは静岡のほうの下流のほうの関係する市町村が加入をしておる団体になりますけれども、国交省のほうの指導のもと、タイムラインというような言い方をしておりますけれども、例えば釜無川の船山橋の水位が何メートルになったらどういう勧告とか発令をするかというふうなものを国交省のほうの指導で見直しを行いました。それで28年の12月にマニュアルを改正いたしましたので、その内容に沿ったような形で今回地域防災計画のほうを修正を行いました。

それから、ページにつきましては新旧対照表の29ページから32ページのものになります。

重複しますが、29ページ、第16節の避難計画、1の避難基準の設定というところで、1のところに追加ということで、市の避難勧告等の判断・伝達に当たっては、今回改定を行った「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を基本に行うというふうな表記を追加し、その後の計画のほうの内容ですけれども、これが従来のマニュアルから改正になったものを赤く表示をしているところでございます。

それから、最後に応援協定になりますけれども、平成27年度の見直し以降、災害協定を結んだものが7件ございましたので、それにつきましては本編ではなく、参考資料のほうへ項目を追加するというふうになっております。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

その他質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは本編のあれと差しかえはするの。いつするの。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） スケジュールをちょっとお話しさせていただきますけ

れども、議員さん方にご意見、提言がございますれば今月いっぱいということで、先ほどお願いをしたところですが、パブリックコメントがまだ2月の中旬までありますので、その意見、提言を見まして、内容をさらにちょっと直しが出る可能性がありますけれども、最終的に修正があったものを、先ほどちょっと説明させていただいた甲斐市の防災会議のほうへ前回修正になった部分を報告させていただいて審議をいただいた中で、承認を得れば、それを今度県のほうへ報告をさせていただいて、一般の方に公表というものは3月末くらいになるかと考えております。

○委員長（長谷部 集君） 広瀬係長。

○防災減災係長（広瀬 修君） 今ご質問いただいた差しかえのほうですけれども、一応今課長がお話ししたとおりの形での計画で流れていきまして、今年度末、3月くらいには形ができますが、これ全部差しかえる形をとります、内容は。なので、ちょっと4月、年度またいだ形での配付という形にはなると思います。お願いします。

○委員長（長谷部 集君） そのほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

清水議員。

○議員（清水正二君） この防災計画は今言ったけれども、我々がもらっている計画のいわゆる赤本ですよ。今までもそうなんだけれども、変わったところは我々いただいたときには二、三くらい訂正してあれしたんだけれども、その後、改定した内容というのは差しかえとか全然やっていないのね。今度これやるんだけれども、これだけのものだから、今言った差しかえになるのか、追加でもってそうするんだかわからないけれども、我々だって、やっぱりそれを回収するとか何とかしないと、我々もあってあるんだけれども、その意味をなさないと思うんだけれども、その辺どういうふうになれば。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 議員さんのほうに地域防災計画のほうをお渡ししてございますけれども、当初何回かは差しかえということで対応させていただいたところですが、最近の改正のものはちょっと差しかえをさせていただいてなくて、そちらの4階の図書館にあるもののみ差しかえをさせていただいているような状況です。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

清水議員。

○議員（清水正二君） だから、今までも差しかえとか、そういう紙をもらって我々がかえるとかとやるんだろうけれども、今回これだけ大幅なあれだから、回収したり何かするって、先ほどそういう差しかえのスケジュールもあったけれども、我々のはどういうふうになるのということ。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 議員のご指摘もありましたので、今回の修正が終わりましたところで、議員さんのほうにお配りしている地域防災計画につきましても全て差しかえをさせていただくようにしたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません、確認なんですけど、市のほうで災害の記録というのはホームページ上で公開はされていなかったか。

○委員長（長谷部 集君） 広瀬係長。

○防災減災係長（広瀬 修君） 過去の災害記録というものは、地域防災計画のほうの資料のほうに入っている形になりますので、こちらのほうで載っているという形になるので、ホームページにはこの地域防災計画が見れる形になっていますので、その中の資料というところに過去の災害というものが記載されております。

○委員長（長谷部 集君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） あと、前から入っているかどうかちょっとわからないんですけど、防災リーダーの推進は本市ではしていると思うんですけど、そのことについてこれには触れてますか、触れてないですか。

○委員長（長谷部 集君） 広瀬係長。

○防災減災係長（広瀬 修君） 今回の改定の中で自主防災組織の活動という形で防災リーダーのことも触れております。資料の新旧対照表の5ページになりますが、市が行う指導というところで、（1）番のところ、自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域のコミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座（地域防災リーダー養成講習）というような形での記載はさせていただいております。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（長谷部 集君） ないようでしたら、以上で傍聴議員の質疑を終了いたします。

今の防災計画の議員からの意見と提言、先ほどありましたとおり、1月31日、今月末が締め切りとなっておりますので、ある方は提出をお願いしたいと思います。

それでは、以上で甲斐市地域防災計画の見直しについてを終わります。

続いて、防災危機管理課関係のその他を行います。

当局より何かありますか。

[発言する者なし]

○委員長（長谷部 集君） 次に、委員より防災危機管理課関係でお聞きしたいことがあります。したらお願いします。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 火災とかでの防災無線で放送しますよね。あれは多分基準があってやっているんだろうと思うんだけど、地域ごと、余り竜王であったことを敷島とか双葉なんかではやりませんよね。あれはどのような基準になっているんですか。簡単にもし説明できるものだったらちょっと説明していただく。防災無線で、火災の何かこの間の双葉であったやつ。

○委員長（長谷部 集君） どこどこで火事がありますみたいな。

○委員（有泉庸一郎君） ありましたよね。あれはどのような基準でやっているんですか。放送。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 通常の火災であれば旧町単位ですね。竜王、敷島、双葉地区ということで、3地区で地区単位で放送するかどうかということになりますけれども、する場合は地区単位で行います。その放送するかどうかというのは、消防団あるいはうちのほうの消防担当が現場を確認した上で団員を招集、通常放送かけなければメールだけで招集をかけますけれども、放送する必要があるというふうに判断すれば放送をかけるというふうな状況でございます。

○委員長（長谷部 集君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 防災無線で昼間とか夜とか、いろいろの時間帯もあるんだろうけれども、要するに放送が全戸に聞こえるということは、よく聞こえるというのは無理かもしれないけれども、聞こえないところもあるんです。ただ、放送しているということ自体はわか

るんだけど、そうすると、問い合わせみたいなことをやっぱり放送されると何かと、聞こえない場合はするんじゃないですか。そういうね。そうすると、もし今の火災の話であれば、各旧町の支所みたいなところに聞きたいときには連絡すればいいということですか。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 支所に電話しても本所のほうに電話が転送される形になりますけれども、いずれ宿日直がおりますので、そちらのほうで対応させていただいております。

○委員長（長谷部 集君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） それは市民の方も心配になって、そういう放送があったときには、やっぱりする人も何人かいると思うんですよ。じゃ、それは構わないということなんですね。そうすれば、庁舎のほうへ来るということなんですね、連絡。そして、それで受け答えができるというような解釈でいいということですね。

○委員長（長谷部 集君） 広瀬係長。

○防災減災係長（広瀬 修君） 防災無線の放送、聞こえないとかというのがやはりある関係もありまして、去年からなんですけれども、ちょっと広報のほうでも言っているんですけれども、今直近で流れた防災無線の内容を携帯電話のほうで登録していただければ聞くことができるという、電話をかけていただいてもフリーダイヤルになっている無料の電話がありますので、そこへかけてもらおうと直近の防災無線に流れた内容については聞けるというのがあります。ただ、火災ってエリアごとになってくる関係が出ると、全体放送に対して今のところ聞けるという形がとれているところもありますので、このところは今度変えていくとかいろいろあるんですけれども、メール登録をしていただければ、防災無線に流れた内容は聞けるというものはあるようにしています。平日の日中であれば、うちのほうへ問い合わせが来たりも確かにありますね。それは対応できます。土日とか夜であれば、やはり宿直のほうの対応という形での問い合わせという形になりますけれども、一応はそういう形で対応になります。

○委員長（長谷部 集君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） メールというのは全部じゃないんだ。まだそこまでは対応は地域ごととはできてないんだ。

○委員長（長谷部 集君） 広瀬係長。

○防災減災係長（広瀬 修君） 防災メール、一斉メールについては今形としてはできるとい

う形にはなっているところなんです。やっぱり火事、エリアごとになってしまうという形で、それについてはちょっと今そういう形ができるかということはやっているところなんですけれども。一応その防災無線で流れるということについて、例えば災害のほうで言えば、そういう形で聞くことができるというのは避難準備情報とか、そういう例えば一斉に流れるものについてはそういうところへ問い合わせをしてもらうか、メールを登録していただくと直近のものが確認できるという形はとっています。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 皆さん、よくそういうメール、問い合わせできるということは周知されているんですかね。

○委員長（長谷部 集君） 広瀬係長。

○防災減災係長（広瀬 修君） 広報のほうに載せた形と、例えば地区に行って研修会とか、そういうときに私たちのほうで話をしていくとか、問い合わせが来たときにはこういうものは今ありますのでという話はさせていただいております。

○委員長（長谷部 集君） そのほか何かありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、以上で防災危機管理課関係のその他を終了いたします。

引き続き次第の4、その他を行います。

委員よりその他委員会関係で何かありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 事務局で何か。

輿石係長。

○書記（輿石文明君） 次回2月の常任委員会の予定になりますけれども、2月16日金曜日、午前9時30分から予定をしております。2月16日金曜日、午前9時30分からの予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 以上でその他を終了します。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、総務教育常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時52分